

横浜市立深谷中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定（令和5年3月16日改定）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止等の対策に関する基本理念（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【深谷中学校いじめ防止に関する基本理念】

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であるというに基づき、学校全体で取り組む必要がある。
- (2) 特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する必要がある。
- (3) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めることができるように、様々な教育活動において指導していく必要がある。

という基本理念の基、組織的ないじめの早期発見、解決およびいじめが起らない学校風土づくりを目指します。

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

本校は、いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対処を組織的にスムーズに行うため、「学校いじめ防止対策委員会」を常設する。

(1) 委員会の構成員

学校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭、個別支援級担任、該当生徒の担任

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加も求める

(2) 委員会の運営

- ① 学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上、定期的を開催する。ただし、いじめ事案が疑われる場合に関しては直ちに開催する。
- ② 学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

① 未然防止について

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりの検証を行う。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者へ周知する。

② 早期発見

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び共有を図る。
- ・ 情報の共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるかの判断を行う。
- ・ いじめを受けた生徒に関する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を行う。

3. 深谷中学校いじめ防止基本方針

いじめをしない・嫌な事をしない・傍観者にならない

F p h の理念の浸透を目指します！

F p h とは

平成23年に当時の2年生から発案されたいじめ防止チームの名称です。

はじめは 2 P H すなわち 2年生 PEACE to our HEARTS でした。平成24年の進級にともない3 P Hに名称を変更した後、全校生徒としての取組に発展し、F p h すなわち Fukaya peace to our hearts となりました。F p h 立ち上げから小中ブロックの小学校での取組を進めてきたことから平成29年より「深谷中学校へ入学すること=Fphの理念の理解者」であるという考えの基に生徒会を中心とした学校全体の取組へと変化し、さらに意識を高めていくことでいじめ防止につなげています。

- 定期的な活動を通じて、いじめ防止に対する意識を広めていきます。
- F p h の理念を全校生徒に大切にしてもらおうべく、深谷中マスコットキャラの心身思生くん（しんしんおもいくくん）に、朝会や人権集会などで Fph に関する報告をしてもらいます。
- いじめは良くないと言う風土づくりの面から防止策を進めています。



心身思生くん

4. 基本方策

学校としての方針（以下、横浜市教育委員会発行「『いじめ』根絶を目指して」より抜粋）

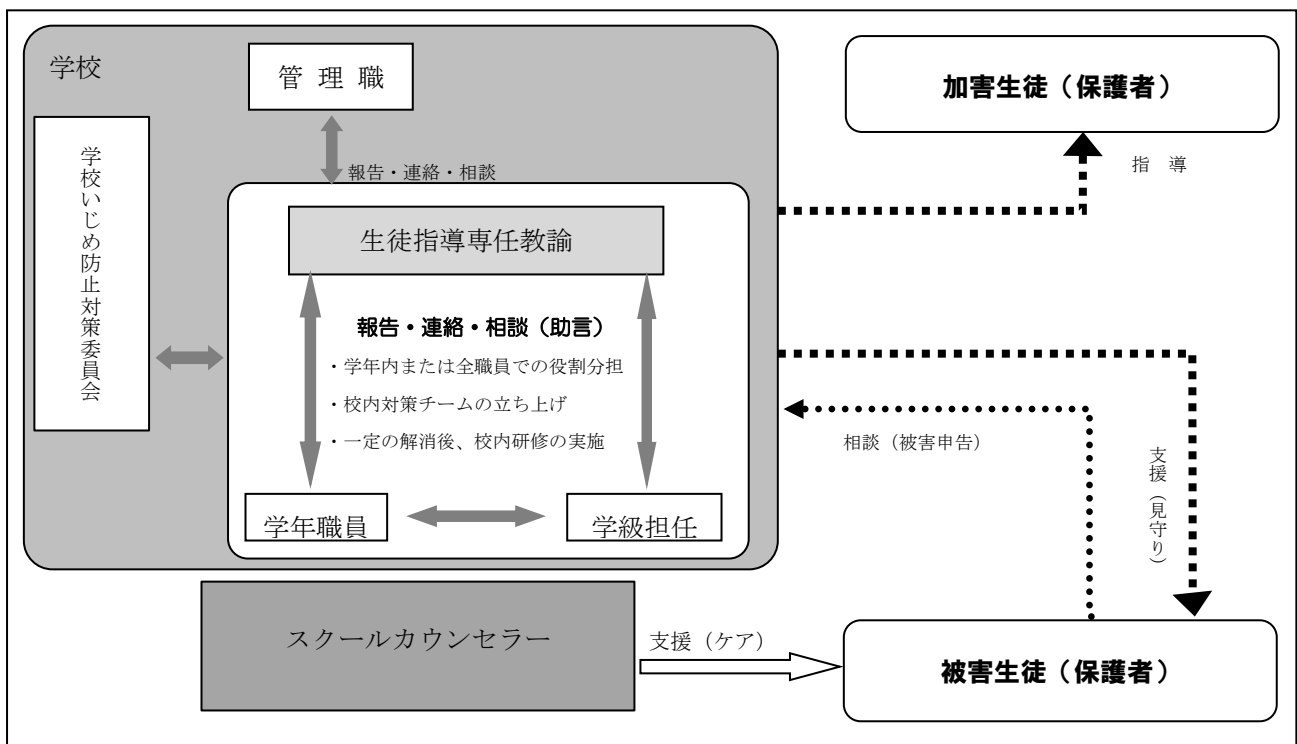
- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもたちが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、副校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 学校と保護者はパートナーであるという基本認識に立ち、相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者としての方針

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② いじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っていただける大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③ 学校と保護者はパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口連絡をする。

(1) 組織・役割について

対応フロー図



(2) 取組の具体化

① いじめの未然防止

1) 「居場所づくり」「絆づくり」の実践

- F p h の理念を基に生徒会を中心とした取組
 - ・ 「いじめをしない」「嫌なことをしない」「傍観者にならない」という理念に基づく学校の雰囲気作り
 - ・ 横浜こども会議に向けて生徒会、小学校児童代表との打ち合わせおよび深谷中ブロック全体での理念の共有
 - ・ 「心身思生くん」とタイアップしたいじめ防止に向けた取組

2) 教員の人権意識の研修実践

- 教員の意識向上から生徒の意識向上へ
 - ・ 最低年1回の小中合同人権研修(8月)
 - ・ 最低年2回の全体研修会(4月)、(8月)
 - ・ 日々の実践の中での振り返りと打ち合わせ

3) アンケートの実施

- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- アンケートの集約結果に基づく状況把握
 - ・ 学級、学年、学校の状況を把握し、早期発見に努める。
- アンケートを行うことによる意識付け
- 学級・学年で差を出さない意識付け

② 早期発見

1) 教員による日々の観察

- あらゆる活動場面での観察
 - ・ 授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動
 - ・ 欠席、早退、遅刻の状況
- 持つべき視点の共有化
 - ・ 顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声をかけた時の反応
 - ・ 教科書やノート等の学用品、身の回りの物、机の上の落書き など

2) アンケートの実施

- ・ 無記名、複数回
- ・ 結果に基づいた「見守りシート」の作成
- ・ シートに基づいた検討会の実施及び情報の確認・対応の確認

③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的対応につなげる。

1) いじめの認知

- 学校いじめ防止対策委員会
 - ・ いじめの疑いがあった場合、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、情報共有、対応方針の決定、記録を行う。

2) 被害生徒への聞き取り

- 心情の理解
 - ・ 「イヤ」「辛い」と感じたことが「いじめ」であるという視点。
 - ・ 「自分も悪い」という不必要な自責の念に対する配慮。
 - ・ 「守っていく」という姿勢をさりげなく繰り返し伝え、話を聞く。
 - ・ 一つずつの事象で「いじめの範囲か否か」を判断しない。
 - ・ 子どもによって受け止め方は違うという認識を持つ。
- 具体的に事実の確認
 - ・ 「いつ」「どこで」「だれから」「どんなことを」
 - ・ 複数の事象に対しても、一つずつ聞く。

3) 加害生徒への聞き取り

- 被害者生徒の意志を生かすことを前提とする。
- 教職員との合意形成の有無による二次的被害を招かないように考慮する。
- 事実を正確に確認する
 - ・ 事実を認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。
 - ・ 複数の行為がある場合、一つずつ確認する。

4) 傍観者への指導

- 傍観者にならないために
 - ・ 何もしないことがいじめを助長させていることになる。
 - ・ 注意に対しての報復への恐怖感が傍観者を生み出す。
 - ・ 同じ考えの人に協力を依頼する。
 - ・ 身近な大人に相談することは間違いではない。
 - ・ 相談したことで、どのように解決していくかをあらかじめ伝える。
- 居場所づくり
 - ・ 過度な「競争的価値観を減らす」
 - ・ どの授業も落ち着いて過ごすことができる場所を提供する。

- 自己有用感の醸成
 - ・ 授業や行事で全ての生徒が活動できる場面を作り、他者との関わりの中で絆づくりを進める。

5) 保護者への対応・支援

- いじめを受けた子どもの保護者への対応・支援
 - ・ 家庭訪問等により直接保護者に正確な事実を伝える。（電話連絡は原則ナシとする）
 - ・ 不安や動揺の気持ちを共感的に受け止め謙虚な態度で接する。話してもらったことへの感謝の気持ちや気付かなかったことへの謝罪も伝える。
 - ・ いじめられている子どもを第一に考えて対応することを伝える。
 - ・ 問題解決に向けた学校の方針や具体的な取り組み等を相談し、学校全体で組織的に対応することを伝える。
 - ・ 解決を急ぐあまり、いじめられた子どもの苦悩や傷つきのケア、いじめた子どもの内省などが十分でない状態で終結させようとして、謝罪の場を設定してしまう傾向があるが、要因や背景を考えた対応に時間が必要であることへの理解を得ておく。
- いじめた子どもの保護者への対応・支援
 - ・ いじめの状況や被害について正確に報告する。
 - ・ いじめられた子どもと保護者の傷つきや辛さを説明し理解を求める。
 - ・ 指導の状況やいじめに至った要因や背景、いじめた子どもの心情、学校の指導方針と見通しなどを正確に伝える。
 - ・ 子ども、保護者の心情に寄り添って、解決に向けて共に考えていく姿勢を示す。
 - ・ 保護者が責められている気持ちになったり、孤立感を持ったりしないように配慮する。
 - ・ 子どもの様子や学校での解決に向けた取組とその状況、見通しについて伝える。合わせて家庭での様子や変化、心配などを聞き情報を共有する。
 - ・ 解決を急ぐあまり、いじめられた子どもの苦悩や傷つきのケア、いじめた子どもの内省などが十分でない状態で終結させようとする傾向があるが、要因や背景を考えた対応に時間が必要であることへの理解を得ておく。
 - ・ 連絡票を活用する等して警察との連携を進めた場合、本人の指導支援だけでなく、保護者の相談や支援等を行うことも大切である。
 - ・ 出席停止の措置を講ずる場合には、その趣旨を説明し理解を得るとともに出席停止期間中や終了後の対応についての方針を示し、協力を求める。
 - ・ 子どもの心的な傷つきや保護者の心配等の状況によっては、カウンセラーや関係機関を紹介する。
- 謝罪・保護者会について
 - ・ 安易で性急な謝罪は問題の解決にはならない。
 - ・ 被害生徒、保護者の心情や加害生徒の内省状況、保護者の心情などを十分考慮し、被害者の意志を尊重したうえで謝罪の会や保護者会などを開催する。

6) 再発防止・継続支援

○ 子どものケア

(ア) いじめられた子ども

- ・ 定期的な面談を通して「守る」ことを伝え安心感を与える。
- ・ 学級、学年の集団作り、雰囲気作りを進める。
- ・ 全職員の情報共有、経過観察、毎日の情報共有（含む保護者への連絡）をする。
- ・ 様々なバリエーションのグループワーク等を意図的に取り入れ人間関係づくりを進める。
- ・ 必要に応じてカウンセラーとの継続した面談を行う。

(イ) いじめた子ども

- ・ 全職員による情報共有、経過観察、毎日の情報集約（保護者への連絡）をする。
- ・ 学級、学年の集団作り、雰囲気作りを進める。
- ・ 複数の教員で継続的な声かけを行う（他の生徒の受け止めに十分に配慮する）。
- ・ 保護者にも家庭で会話を多くもってもらい、安心感を醸成し心の安定に繋げる。
- ・ 専任教諭や、養護教諭が継続して面談を行う。状況に応じてカウンセラーが面接をする。

○ 家庭や関係機関との連携

- ・ 定期的に学校の取り組み状況や子どもの様子などを伝えるとともに家庭での様子や変化を把握するなど情報共有につとめる。
- ・ 学校や家庭における子どもへの関わり方について継続して相談していく。
- ・ 保護者の希望によってはカウンセラーとの面談を進める。

○ 学校体制の見直し

- ・ いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

【いじめ解消の要件（横浜市基本方針より）】

- ・ いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

1) いじめ解消に至るまでの具体的支援

- ・ 教職員による継続的な見守り活動を行う。
- ・ 該当生徒、保護者との定期的な面談を行う。
- ・ いじめ解消に向けての進捗状況を確認し、適宜、方針を変えていく。
- ・ 心理や福祉の専門家と連携し、効果的な改善策を見出していく。

2) いじめの解消の決定

- ・ 学級担任を中心に生徒、保護者との面談を行い、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないかの確認を行う。その後、学校いじめ防止対策委員会にて、いじめの解消が妥当かの判断を行う。

⑤ 教職員等への研修

いじめ防止、早期発見に向けて職員研修の充実を図る。

- ・ 「いじめの定義」および「学校いじめ防止対策基本方針」について研修を行い、教職員の意識の統一を図る。
- ・ 生徒の情報交換および具体的指針について報告し、共有する。
- ・ 生徒理解研修などを行い、教職員の資質の向上を目指す。
- ・ 「いじめ根絶！横浜メソッド」を用いた研修を行う。
- ・ 生活アンケート、YPアセスメントなどのアンケート結果を基にした研修を行い、未然防止、早期発見につなげる。

⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・児童生徒理解研修、教育相談①	入学式、保護者説明会、 学年集会で基本方針の説明
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート実施 (記名式アンケート・教育相談②) アンケート結果を基にした振り返り・面談	学家地連で基本方針の説明 学校運営協議会
6月	YPアセスメント実施① YPアセスメント結果を基にした振り返り・面談	地区懇談会
7月	深谷中学校ブロック子ども会議 (8月区交流会に向けて)	三者面談①
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議(戸塚区)	
9月	教育相談③	
10月	「SOSの出し方教育プログラム」実施	
11月	人権標語作成 YPアセスメント実施② YPアセスメント結果を基にした振り返り・面談	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン (無記名式アンケート・面談)	三者面談②
1月	教育相談④	新入生保護者説明会
2月		学校運営協議会 学家地連での報告
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 生徒会を中心としたF p hの活動 あいさつ運動	

5. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

重大事態と思われる事案が発生した場合、校長などの管理職が責任をもって教育委員会に連絡をします。また、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所管警察署等関連機関に報告、相談をします。

6. いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。